

平成19年(排)第19号

排 除 命 令 書

大阪市平野区喜連東二丁目3番41号

株式会社ゲンキ

同代表者 代表取締役 加藤 行 男

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社ゲンキは、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラウン」と称するヘナ配合の染毛料、「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラック」と称するヘナ配合の染毛料及び「プラセナ トリートメントカラー ダークブラウン」と称するヘナ配合の染毛料3品目の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラウン」と称するヘナ配合の染毛料及び「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラック」と称するヘナ配合の染毛料については平成17年1月ころから平成18年10月ころまでの間、また、「プラセナ トリートメントカラー ダークブラウン」と称するヘナ配合の染毛料については平成18年2月ころから平成18年10月ころまでの間、それぞれのヘナ配合の染毛料の包装箱及び容器において行った、あたかも、当該染毛料にヘナによる染毛効果があるかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

- 2 株式会社ゲンキは、今後、前項記載のヘナ配合の染毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し、同項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 株式会社ゲンキは、今後、第1項記載のヘナ配合の染毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し、同項の表示と同様の表示を行うことにより、当該染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- 4 株式会社ゲンキは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 株式会社ゲンキ（以下「ゲンキ」という。）は、肩書地に本店を置き、化粧品等の製造販売業を営む事業者である。
- 2 (1) ゲンキは、「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラウン」と称するヘナ配合の染毛料、「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラック」と称するヘナ配合の染毛料及び「プラセナ トリートメントカラー ダークブラウン」と称するヘナ配合の染毛料3品目（以下「ヘナ染毛料」という。）を、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。
(2) ゲンキは、ヘナ染毛料の包装箱及び容器に事業者名として「プラセナラボラトリーズ」との名称を使用しているところ、当該包装箱及び容器の記載内容を自ら決定している。
(3) ヘナは、北アフリカから南西アジア等の地域にかけて広く分布している低木で、その葉を乾燥、粉碎したもの等が染毛料やヘアトリートメントの成分として利用されており、一般に、染毛効果、髪傷みを補修する効果及び髪の水分の流出を防ぐ保湿効果があるといわれている。
また、ヘナは、一般に「ヘナ」、「ヘンナ」、「HENNA」、「Hena」などと表記されている。
- 3 ゲンキは、ヘナ染毛料を一般消費者に販売するに当たり、ヘナ染毛料のうち、

「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラウン」と称するヘナ配合の染毛料及び「プラセナ トリートメントカラー ナチュラルブラック」と称するヘナ配合の染毛料については平成17年1月ころから平成18年10月ころまでの間、また、「プラセナ トリートメントカラー ダークブラウン」と称するヘナ配合の染毛料については平成18年2月ころから平成18年10月ころまでの間、ヘナ染毛料の包装箱（別添写し）の表面に「henna」、「天然ヘナ配合 髪に優しい仕上がり」、「天然「ヘナ」配合 髪に自然なうるおい トリートメントカラー」と、裏面に「henna」、「天然「ヘナ」配合で髪にうるおい、傷めず簡単カラーリング」、「ヘナとは？ インドを中心に原生しているミソハギ科の植物。その歴史は古く、古代エジプトにおいてはその染色効果・トリートメント効果を利用して、様々な化粧品に応用されていました。」と、また、ヘナ染毛料の包装箱の表面の透明部分から容易に見えるようになっている容器に「天然「ヘナ」配合 髪にうるおい 傷めず簡単カラー」と、それぞれ記載することにより、あたかも、当該染毛料に配合されているヘナによる染毛効果があるかのように示す表示をしているが、実際には、当該染毛料におけるヘナの配合比率は極めて低いものであることから、ヘナによる染毛効果はほとんどないものであった。

法 令 の 適 用

上記事実によれば、ゲンキは、ヘナ染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成19年6月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 三 谷 紘

委 員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃